

## 令和6年御宿町議会第3回臨時会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (4月19日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
町長挨拶及び提案理由の説明	5
会議録署名人の指名について	6
会期の決定について	6
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	9
閉会の宣告	26
署名議員	28

告示第30号

令和6年御宿町議会第3回臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月16日

御宿町長 石 田 義 廣

1. 期 日 令和6年4月19日
2. 場 所 御宿町役場議場
3. 付議事件
  - (1) 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
  - (2) 令和6年度御宿町一般会計補正予算(案)第1号について



## 令和6年第3回御宿町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和6年4月19日（金曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

（御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 4 議案第2号 令和6年度御宿町一般会計補正予算（案）第1号について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	埋田禎久君
産業観光課長	石井学君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

---

事務局職員出席者

事務局 長 市 原 茂 君 主 事 長 谷 真 子 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 全員協議会に引き続き、皆さんお疲れ様です。本日、令和6年御宿町議会第3回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年御宿町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会日より編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

(午後1時30分)

---

### ◎町長挨拶及び提案理由の説明

○議長（滝口一浩君） 次に、日程に先立ち石田町長からあいさつ並びに議案の提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 全員協議会に引き続きになりますが、令和6年第3回臨時会のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて1件、補正予算案1件の計2議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関連法令が令和6年3月30日に公布され同年4月1日施行の改正が含まれていることから、御宿町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものです。

主な改正内容は、個人住民税における令和6年能登半島地震による被災者への特例措置や、定額減税の実施に係る規定の整備などです。

議案第2号「令和6年度御宿町一般会計補正予算（案）第1号」ですが、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに1,350万円を追加し、補正後の予算総額を36億7千621万5千円とするものです。

本補正予算の内容は、夏の開園に向けて町営プール施設の修繕を速やかに実施するための予

算措置をお願いするものでございます。

ただ今、申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何卒、慎重なるご審議をいただきご議決を賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

5番、土井茂夫君、6番、北村昭彦君をお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律のほか、関係法令等が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることから、御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

今回の改正内容は、能登半島地震災害に係る個人住民税の雑損控除の特例措置や定額減税の実施に係る規定の整備、固定資産税の課税標準の特例適用対象資産の見直し、新築認定長期優良住宅に係る減額規定の追加、土地に係る固定資産税の負担調整措置等の継続などです。

それでは、改正内容について、新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表の1ページから2ページの第51条、第71条、第139条の3は、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免について定めたものですが、現行制度では減免の適用を受けようとする場合は、それを証明する書類を添付した申請書を提出しなければならないことから、災害における減免を念頭に、職権減免の規定を追加するものです。今回の改正は、町長が必要と認める場合に限っては、申請書等がなくても減免を適用することができるという宥恕規定を設ける趣旨のものであり、減免を受ける場合に申請書を提出するという原則は変わりません。

3ページをご覧ください。附則第5条の2は、今回の改正で新たに追加された条文で、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について定めたものです。本来、令和6年1月1日以降に発生した損害は、令和7年度分の個人住民税の雑損控除の対象となりますが、令和6年能登半島地震は、非常に大規模な災害であり、広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じていることから、早期に負担軽減を図るため、本人の選択により令和5年において生じた損失の金額として令和6年度分の個人住民税の雑損控除額等の適用対象とすることができる旨の規定を追加するものです。

なお、特例措置を希望しない場合は、通常通り、令和7年度分の個人住民税において、雑損控除の申告をすることができます。

4ページをご覧ください。第6条は、地方税法に令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例措置の条文が追加されたことから引用条項を改正するものです。

第7条の5から11ページまでの第7条の8は、今回の改正で新たに追加された条文で、個人住民税の定額減税について定めたものです。個人住民税の定額減税は、納税者の令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の場合、令和6年度分の個人住民税の所得割額から、国内に居住する納税者本人、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき、1万円の減税を実施するものです。定額減税の実施方法については、個人住民税の納付方法によって異なります。

給与からの特別徴収の場合は、令和6年6月分の給与支給時には住民税を徴収せず、定額減税額を控除した後の住民税額を7月の支給分から令和7年5月の支給分までの11回で徴収することになります。

普通徴収で個人住民税を納付する場合は、第1期分の税額から定額減税額を控除し、控除し

きれない金額がある時は、第 2 期分以降の税額から順次控除することになります。

公的年金からの特別徴収の場合は、令和 6 年 10 月支給年金の税額から定額減税額を控除し、控除しきれない金額がある時は、12 月分以降の支給年金の税額から順次控除することになります。なお、令和 6 年度に初めて年金の特別徴収となる場合は、普通徴収と特別徴収の併徴となりますので、まずは納期の早い普通徴収の第 1 期分、第 2 期分から順次控除し、控除しきれない金額がある時は、10 月から開始される年金の特別徴収分から控除することになります。また、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税分は、納税者の令和 7 年度分の個人住民税所得割額から控除することになります。

12 ページをご覧ください。附則第 8 条は、地方税法に個人住民税の定額減税に係る条文が追加されたことによる引用条項の改正と定額減税の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後のものとなるよう読み替え規定を追加するものです。附則第 10 条の 2 は、地方税法附則第 15 条に規定されている固定資産税の課税標準の特例適用対象資産の見直しに伴う引用条項の改正と、第 14 項は、再生可能エネルギー発電設備のうち、特定バイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置が新設されたことに伴い、その減額割合を、わがまち特例により参酌基準の 6 / 7 と定める規定を追加するものです。

13 ページをご覧ください。改正前の第 21 条については、地方税法附則第 15 条第 32 項の削除に伴い、本条例からも削除するものです。

13 ページから 15 ページの附則第 10 条の 3 は、固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたものですが、新築認定長期優良住宅のうち、マンションなどの区分所有に係る住宅については、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者個人から申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができる規定を第 3 項として追加し、それ以後の項については、本改正による繰下げと地方税法施行規則附則第 7 条の改正に伴う引用条項の改正を行っております。

15 ページから 19 ページの附則第 11 条と附則第 12 条から第 15 条は、評価替えに伴う固定資産税等の負担調整措置等の延長について定めたものですが、負担水準の均衡を図るため、価格の上昇等による税負担の急激な上昇を緩和する現行の負担調整措置について、その適用期限を 3 年延長し、令和 8 年度分までとするものです。

16 ページをご覧ください。附則第 11 条の 2 は、評価替えに伴う土地の価格の特例について定めたものですが、土地の価格は、評価替え年度の価格を 3 年間据え置くことが原則とされて

おりますが、据え置き年度において地価が下落しており、価格を据え置くことが適当でないときは、評価額を下方修正できることから、対象となる据え置き年度を更新するものです。

19 ページから 23 ページの附則第 16 条の 3 から附則第 20 条の 3 は、分離課税等の町民税の課税の特例について定めたものですが、定額減税の対象となる所得割の額について、他の所得と区別して課税される分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読み替え規定を追加するものです。

最後に、改正附則といたしまして、第 1 条では、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行することとし、第 2 条では、固定資産税の経過措置について定めるものがございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 1 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第 4、議案第 2 号 令和 6 年度御宿町一般会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 議案第 2 号 御宿町一般会計補正予算（案）第 1 号につい

て、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、町営プール施設の夏の開園に向けて必要となる修繕を速やかに行うための予算措置をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、補正後の予算総額を36億7,621万5千円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算です。19款 繰入金、2項 基金繰入金、1目 公共施設維持管理基金繰入金、1節 公共施設維持管理基金繰入金の1,350万円は、本補正予算の財源として追加するものです。

以上、歳入予算を、1,350万円追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算です。6款 商工費、1項 商工費、5目 町営プール管理運営費、10節 需用費の1,350万円は、町営プール施設の夏の開園に向けて必要となる修繕料で、ろ過設備、2階売店手摺り、入口シャッター、スライダーク骨等について修繕を行うため、所要額を計上するものです。

以上、歳出予算を1,350万円追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（滝口一浩君）** これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

**○2番（岩瀬環樹君）** 2番、岩瀬です。

委員会の方でいろいろと現状をお聞きしているのですが、プールの過去から現在にわかる範囲で構いませんので、収入と支出の差額をお示してください。

**○議長（滝口一浩君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（石井学君）** それでは岩瀬議員さんのご質問にお答えします。平成26年度からの収支の差額ということでお答えさせていただきます。平成26年度が△13,700,000円、平成27年度は△11,600,000円、平成28年度が△16,400,000円、平成29年度が△12,500,000円、平成30年度が△8,400,000円、令和元年でございますが△10,300,000円、令和2年度は開設してないので収入はございませんが、その一方で、支出してございますが△12,800,000円、続いて令和3年度でございますが△19,900,000円、令和4年度△16,700,000円、令和5年度ですが決算見込みとして△13,400,000円となっております。以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

それでは、プールの運営は町民のためと町長はおっしゃっておりますが、現在総利用者数の中で町民の割合はどの程度なのでしょうか。把握できる範囲で構いませんのでお答えください。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井学君） 町内の利用者の割合ということでございますけれども、料金形体につきまして大人から子どもまで、あと70歳以上の方がありますけれども、全ての方が町内と町外分けて集計してはございませんので、参考として申し上げますと、子どもについて町内と町外が区別されますので参考としてお答え申し上げます。子どもについては全体で8,300人。そのうち町内の子どもが約1,000人です。割合にいたしまして12%程度ということになりますので、町内の子どもが延べ1,000人ということでございますので、何回か町内の子どもが訪れて楽しんでいただいているというふうに把握してございます。以上です。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

例えば、子ども1人に対して、1人の大人が付き添って一緒に来ているというぐらいの感覚でしょうか。多分それは数字ではわからないと思うのですが、例えばお子さん1人に大人が2人ついてきているとか大体そのぐらいの感覚でしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井学君） 岩瀬議員のおっしゃる通りでございますけれども、明確には数字は持ってございませんが、複数のお子さんがいらっしゃる場合には、大人が2人ないしは3人という数であろうかと思っております。以上です。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） そうしますと、大人の総利用者数に対しては、おおよそどのくらいになるとお考えですか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井学君） 10%というふうに見込んでおります。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） はい、ありがとうございます。僕も大体10%くらいではないかなと思っていました。

これは町長にお伺いしますが、これだけ赤字になっていますが、過去これに対してどのよう

な改善をしてきたのか。それと、これを観光業だけのために御宿全町民が負担するべきなのかどうか。その2つをお伺いします。

**○議長（滝口一浩君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 岩瀬議員には、ご承知のようにですね、このプールを運営するにあたりましてプール設置及び管理に関する条例とございます。そういう中で第1条に目的が記されておりますが、この条例は、町民のスポーツ・レクリエーションの振興と健康で明るい町民生活の向上のために、御宿町営プールの設置及び管理について必要な事項を定めるとしてございます。そういう中で、客観的に申しますと観光的な部分でですね、町外の方々が多くご利用されているという状況は一点あると思っておりますが、同時に町民の皆様がこういった健康の増進とかご自分のですね体力あるいは日常の生活の中でも、非常にプールというのは気分を一新するですねそういう状況があると思っておりますので、そういうことでご利用いただいているのかなと考えております。また、ご承知のように運営するにあたりましていろいろご指導ご意見などいただいております。プール委員会がございまして、そういう中でご意見をいただいて、しっかりと基本は安心安全な施設の運営そして提供ということで、これまでプールを運営してきております。以上です。

**○議長（滝口一浩君）** 2番、岩瀬環樹君。

**○2番（岩瀬環樹君）** 2番、岩瀬です。

おおよそプールの寿命というか、運営は40年を考えているというふうに聞いています。10年後プールが閉じた後は、どのようにしていくかきっとこれから話し合いが進むと思うんですが、現在、全ての町有施設で岩和田小学校や御宿保育所、それから御宿高校、さらには歴史民俗資料館。この先には布施小学校、御宿小学校、公民館、B&Gなどなかなか適切に処理ができてない、されなければいけない状況だと思います。それについて議論を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

**○議長（滝口一浩君）** ほかに質疑ありませんか。

**○議長（滝口一浩君）** 5番、土井茂夫君。

**○5番（土井茂夫君）** はい、5番土井です。

今、岩瀬さんが、ほぼ執行部の回答は、年10,000,000円の赤字、この赤字がずっと私、議員になってからずっと赤字ですね。それで、私が言いたいのは、この赤字を単なる垂れ流しではいかんよということを毎回毎回私は言っているはずですが。今回はこの議案についてもある面では踏み絵なんです、踏み絵。我々がここを賛成するか賛成しないかは、そのプールの運命に

かかっているわけですが、ただ、執行部としてはやるということですので、それはちょっと考えなきゃいけないなあと思う次第です。私は、この 10,000,000 円の赤字がありましたら、色んなことが行政の中で出来たはずなんです。そしてまた今までと同じようにずっと永続的にやろうとしている。ねえ町長。改善も何もなしに、ただ進めればいいと。修繕しながらやっつけばいいと。それでは、町民には理解不可能だと思います。私、再三から議長が言っているとおりですね、この経営につきましては、公務員では経営がうまくいかないと思います。だからこそ外部の力、これは当然利用すべきなんです。特にこの場合の専門家としては、中小企業診断士ですね。これは中小企業庁が中小企業を支援することで制度はできてきたわけですが、こういう専門家にあの施設を見てもらってこの赤字状態、細かいことを全て開示した上で、その上でこうしたら黒字になるよ、いやこれはもうやめた方がいいよと、というような判断を第三者の力を借りてやっていくべきじゃないかなとそう思うわけです。確かにあのプールは楽しいです。それはわかりますけど、ただ水道水をじゃんじゃんじゃん流してあの水は相当お金がかかっているんだろうなと。そういうことを1つずつ素人の目で見ているのですが、改善していかないとだめだなと。ただ、それが専門的な立場だとしたらいいのかもしれませんが、ないですから、やっぱり餅は餅屋で、そういう人を活用していくべきですよ。お金払っても有利ですよ。そういうことを今度、念頭に入れてもらいまして、修繕改善計画を立てていってほしいなあということで町長どうでしょうか。回答なければそれでいいですけど。

**○議長（滝口一浩君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 申し上げるまでもなく、この赤字の状況については税の投入を行っております。そして、先ほど申し上げましたプールに関する条例の第1条に係る目的をもって町民の皆さんの健康増進のため基本的にはですね、そのように運営をしているわけでございます。私はこの運営について、決して税の垂れ流しとは全く認識しておりません。認識が違います、このプール運営に関する。これからより良い運営をしていくために研究を図っていくと。ずっと先はわかりませんよ。でも、まだまだ現在のプールを活用して、私は運営を図っていきたいと考えております。

**○議長（滝口一浩君）** 5番、土井茂夫君。

**○5番（土井茂夫君）** 今の発言には到底納得できません。そういう方針っていうなら、この先ずっと垂れ流しの赤字を作っていくんだと。見てください、今日の新聞でも、神崎町は5,000人の人口ですよ。6,000人かな。御宿町は7,000人。ここは、ちょっと関係ないですけど、給食費の無料ということで頑張っているんです。何とか色々経費節減して、こうい

うことに、将来を担う子どもたちのために、やっていく気はないのでしょうか。ですから、こんな小さな我々より小さな、1,000人少ない自治体が頑張っているんですよ。この累積の赤字、私は10年議員いますけど、1億2000万円の赤字ですよ。他の事業については、当然行政がやらなければならない事業ですから、行政しかできない事業ですから、それはね赤字でも致し方無いことですよ。これだけは収益がある事業なんですよ。ですから、それを考え直してもらわないと、私はやるんじゃないかと、もっと改善計画を立ててやっていってほしいということ言ってるんですから、こういう公の場でそのように宣言していかないと、協議会で話しても我々があんなこと言ってるだけだなというだけの話しですから、強いて記録に残りますので、発言しました。どうかもっと違う目で考えてもらいたいなとそう思います。以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

今、提案をいただいておりますプール運営に係る修繕費でありますけども、3月に説明いただいた内容と合計が違うんですね。今、口頭で内容について説明をいただきましたけど、改めて項目、それから3月の確か28日の協議会だったと思うんですね。その時に出された修繕経費と何がどう違うのかとなぜそれが、まあ増えている感じがするんですね。それについて伺いをしたいと思います。それがあつたんですが、その前にですね、先ほど前段者の質問等で大変力強くですね、プール運営について町長は引き続き運用してくんだと、開園していくんだとおっしゃられましたので、その内容について伺いたいと思います。

まず、第1点目でありますけども、本日は第3回目の臨時会ですね。そもそも臨時会っていうのはどういう目的で請求されるのかと、それから今、議案になっております第1号の一般会計補正予算でありますけども、総務省の今朝ほどトップページからですね、予算についていう項目を印刷してまいりました。ここにですね、総計予算主義と大きく書いてあります。これは法何条でどういう意味なのか説明していただきたい。当然、自治体の長ですから先ほど町長自らお話しでご決意を語られておりましたけども、法・条例・計画に則って執行するとこれは、間わずがたりでありますよね町長。よくご承知のことと思います。それから、今日は使いませんけども総合計画等も持ってまいりました。その中でですね、公共施設等総合管理計画、これも町長よくご存知ですよ。一言一句ご承知だと思います。何ページに何が書いてあるかはわざわざ聞きませんが、41ページ第2節 維持管理の実施方針、なぜかといいますと今日、

全員協議会が先程開かれまして、令和 6 年度各課基本方針が示されました。でここにですね、これに基づいて執行しますよと書いてあるんです。プールについても書かれてあります。町長が先程おっしゃられたように安心安全なプールを運営してまいりますとおっしゃられた通りですね。それで、お伺いいたしますが、どうでしょうか、先に答弁いただいてからの方がいいですかね。答弁いただいてから細く入ろうと思います。

**○議長（滝口一浩君）** 総務課長。

**○総務課長（殿岡豊君）** まず、私の方から事務的な内容でございますが、冒頭の臨時議会の招集の趣旨ということでございますが、石井議員がご承知の通り、議会につきましては基本的には定例会をベースに年に 4 回ということで条例の方でも定まっております。臨時議会等につきましては、緊急な案件が出た場合に、付議事件を予め告示をした中で、臨時に招集をするということですので、何か突発的な緊急・臨時的な案件が出た場合に、付議事件を明示して、招集する議会であるというふうに認識をしております。また、公共施設総合管理計画に基づき実施をするということで、総務課の基本方針の方にも掲げさせていただきました。先程来、各議員さんの方からプールだけではなくて、その他施設についても色々なところのご指摘をいただいているところです。総合管理計画を作っただけではなく、しっかりと計画性を持って管理運用していくことが、今後求められるということで改めて認識をした次第でございます。また、総計予算主義につきましては、議員ご指摘の通りですね、今直ちに自治法の条数までは分かりませんが、歳入、歳出全てをしっかりと予算に計上するというところで、認識をしているところでございます。以上になります。

**○議長（滝口一浩君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（石井学君）** それでは、私の方からは今回計上いたしましたプールの修繕の項目と金額でございますけれども、ろ過設備修繕については 300 万円、管理棟の屋外の手摺りが 120 万円、入口のシャッター修繕で 170 万円、スライダの鉄骨修繕で 670 万円、ここまですが協議会の中で示された額でございますけれども、この他に今回約 90 万円の修繕ということで計上させていただいております。これにつきましては、準備段階ですとか開設中における不測の事態に備えるための、対応するために今回補正をお願いするものでございます。以上です。

**○議長（滝口一浩君）** 8 番、石井芳清君。

**○8 番（石井芳清君）** 8 番、石井です。

詳細を今回ご報告いただきましたけども、90 万円はいわゆる突発的な修繕、考え方によりますと予備費ですかね。いわゆる 8 月 31 日までが通常の運営期間ですけど、その間に何か起

きた場合に使うと、これは通常、毎年この程度の金額は経常的に予算に計上している金額だというふうに理解をしています。それが載っていなかったの、載ったというのちょっと解せないですね。当初予算に入っていなかったということです、これが。それで、なぜ総計予算主義を聞いたかという、今説明ありましたけども、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと、法令で定めてあるんですよ。それで、尚且つ、こちらの総合管理計画、今反省ともとれる答弁がありましたけども、自ら計画を作って進捗をちゃんとに委員会作って、これ毎年じゃないですか。PDCA で進捗管理しなければならないと。それは町長の優先順位があると思いますけども、財政運用しかも人口大幅に減少する。しかも少子化、いわゆる生産人口、同じ率で減っていけば、支える人口変わらないと思うんですよ。総合計画に載っていますよね、人口の計画。支える人たちがどんどん少なくなってくる。そして、支えられる人が多くなってくるわけじゃありませんか。それが累進的に進んでいくというのが、皆さんが作られた計画ですねよ。

この中にですね、このように書かれています。本当はお読みいただくのがいいと思いますけども。先ほどの 41 ページ、維持管理実施方針（1）点検診断等の適正な実施って書いてあります。公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と法令に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。公共施設、建物施設については法に基づく定期点検の確実な実施とともに、施設管理者等の目視等による日常点検を行い、不具合や劣化の早期発見に努めますと。ここで頷いてほしくないんですね。常識的な話しだと思いますので。維持管理、修繕、更新等の適正な実施、公共施設等の維持管理の修繕、更新等には多額の経費が必要であることから、経費の集中を回避するため、点検診断結果等をもとに事業の優先事業を定め、予算の平準化を図りますと。（3）安全の確保 多くの人を利用する公共施設等は安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。特に陥没や損傷など生命身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は速やかに立ち入り制限、応急修繕などの処置を講じますと書いてありますね。先ほどの、なぜ総計予算主義ということをここで持ち出したかという、この今審議している議案ですね、予算。1番最初の説明でどういう説明をしましたか。開園に伴う必要な予算を提案いたしますと。これ 100%ですよ。100%ですよ。100%じゃないと法令に違反するんですよ、言っておきますけど。町長は法令に遵守した運営をされていますもんね。毎日ね。

それで、目視等という言葉が先程ありましたね。たまたま3月の時は、お隣に座っている課長が担当でした。今、提案いただいているのは新しい課長ですね。この予算を提案するにあたって7級職として、この施設はご覧になられましたか。どういう感想を持っていますか。何が

問題だと思いませんか。問題がないと思っていますか。それについて所感を伺いたい。

**○議長（滝口一浩君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（石井学君）** 先日、私の方も現場に赴いて、プールの中について見させていただきました。私も想像以上に老朽化している設備などを目の当たりにしまして、直すべきものは直していかなくちゃいけないと考えております。今回提案させていただいたものにつきましては、令和6年度の開園に向けて、安全面が確保できる重要箇所について計上させていただいております。よろしく願いいたします。

**○議長（滝口一浩君）** 8番、石井芳清君。

**○8番（石井芳清君）** 8番、石井です。

町長も当然、ご覧になりましたよね。協議会の前のプール運営委員会ですか、ご一緒されたのは。ご覧になりましたよね。なられたということであれば詳細についてご承知だと思いますので、私はこれ先般、協議会の時に視察をさせていただきました。ちょっと気になったところがあったので、写真に撮らせていただきました。ちょっと自宅のプリンターで小さいんですけども。これはいわゆる町道に面したトイレの前ですね。木のフェンスがあるところですね、格子状の。それで、この下の土台とのところの鉄の止め金具がもうボロボロなんですね。押すとグラグラする状況です。

それからこの写真ですね。これは、プールの前の玄関の向かって左側に施設の案内看板がありますね。2メートルくらいですかね大体。これは、手でグラグラの状況ですね。看板があつて下に土台といいましようかね、四角く囲ってあるんですけど、下のところは外れちゃってました。当然ご覧になられていますよね。もうグラグラですよ。それから、この写真ですね。ここはどこかっていうと、プールに向かって1番左側、今回修繕に出ているキュービクルと建物の間ですね。これ見て私がすごいびっくりしたのは、これ塀なんですね、建物とキュービクルの電気設備との。これ斜めに傾いています。木のつかえ棒が外れちゃって。それで実は、午前中に視察したのですが、これじゃ分からなかったのですが、この時にですねこの奥はこうなっているんです。それで、この先にこういう物があつたんです。これ、12時45分に私、確認してきました。今日の。全く同じ状況です。これ、3月28日ですけどね。これ何があるか。これ消火のあれですよ。しかも安全ピン抜いてないです。総務課長これどうやって管理するんですか。これが1、2ここに倒れているんです。これも安全ピン抜いてないんです。これ安全ピン抜けば使えたってことがある程度分かるわけですよ。安全ピン抜かないと抜けないですよ、絶対にね。消火活動する時は、ここを持って安全ピンを抜いて、外してっ

ということですよ。何回か私も訓練を受けましたけども。これかなり前にですね、各区に広域消防来ていただいて、この詰め替えと、それから安全確認。錆だとか耐用年数が超えてものについては、処分してくださいと、要するに詰め替えができませんということでご指導いただきました。

先ほどのこういうものでさえですね、予算に入っていないじゃありませんか。日常的に目視して管理するって謳われているわけですよ。その進捗管理もやってないんじゃないですか。町長やりたいんだったら、きちんと法で、計画に則って進めると。よく町長は全ては町民のためとおっしゃいますけど、逆に全ては町長の責任なんじゃありませんか。課長の責任じゃないじゃありませんか。やってなければ指示してやらせなければならぬんじゃないのですか、進捗管理も。私だって子どもたちの笑顔、プールのなかで笑顔は素晴らしいと思いますよ。しかもあれですよ、事後じゃないんですよ、事前に想定されたらきちんとやりなさいと自ら謳ってあるんですよ、計画で。法令違反じゃありませんか。こんな予算が審議できるんですか。提案できるんですか逆に。こういう予算を我々に審議しろってことなんですか。不能予算じゃありませんか。私の言うこと違っていませんか。違ってするのであれば指摘してください。やりたいんだたらきちんとひとつひとつ法令、計画に則って準備する、点検をする、管理をする。それが町長の責任じゃありませんか。だから、皆さん色々な意見が出ているわけじゃありませんか。普通だったらば、削除までいきませんよ。第1回定例会の話です。まったく先ほど町長が言ったことの担保が一切ないじゃありませんか。審議できませんよ、こんな予算。とてもじゃないけど安心してあそこに子どもたちを預けられません。お金とるんですか今年もこれで。そういうことを私は3月にも申し上げました。今言ったことほどんど3月の協議会の時私、町長にお話ししていますよね。私、そういう予算が当然プラスされて、提案されると思ってました。

この中にもう1つあります。優先順位と書いてありますね、計画の中に。町長はプールの運営について廃止を含めて考えは全くないと、引き続き運営するんだと。そしたら、先ほどから他の議員もお話しされていますけども、このプールというのは町長の課題の中の何番目なんですか。10位まで、優先順位を定めると書いてありますから。1、2、3、4、5、6、7、8、9、10と1つずつお話ししていただいけませんか。

**○議長（滝口一浩君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 今、色々ご指摘をいただきましたが、現場を見ましておよその内容について提案をさせていただいておりますが、ご指摘いただきました内容について100%手が届いていないというご指摘は真摯に受け止めます。そういう中で、先ほど申し上げましたけど、

安心安全を中心にしてこの運営をしておりますので、万が一、何かありましたら当然のことながらそれは、私の全責任でございます。ご指摘を真摯に受け止めまして、運営をしていきたいと。

また、プールの位置、プールの運営をどういうふうに考えているのかについては、兎に角、あそこにあのようなプールが確か平成7年のオープンでしたでしょうかね、長く続いております。私は、この美しい海岸に隣接して、ああいう所にあるということは非常に先人の素晴らしい発想であり、知恵であると思います。そういう中で、この運営をより良い町民の皆さんの健康づくり、英気を養う、そういう運営をしていきたいと考えております。そういう中で、私自身は幾分かの間、当面、より良い改善に向けて計画づくりをして検討してまいりたいと思います。そういう中で、位置的にはどういう位置にあるのかという質問というかご指摘ですが、兎に角すぐにはあそこを閉鎖するとか、そういう考えはありません。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

あの、私の質問に答えていただけてないのですが、ここには優先順位を定めると書いてあるんですよ。何番目ですかと聞いているんです、ですから。何でそれがここでお話しできないんですか。それから今後やります、全く担保がありません。ここまで細密な計画 PDCA に基づいたものについて、この他にも1つありますよ、個別計画。それも今日持ってきてありますけれども、詳細な計画が作ってあります。何ひとつ動いてないじゃありませんか。今、お認めになりましたよね。私の指摘が全てお認めになられたわけではありませんか。なぜやられてこなかったんですか。こういうものまで作っておいて、維持管理ができなくて、これから作るって誰が信用できますか。

それから、先ほど1番目の議員が収支について聞きました。優先順位をつけるためにも、町民に正確な情報を提供するって謳われていたと思うんですね。では、その正確な情報っていうのは、どのように公開されているんですか、プールにおいては。最低限でも先ほど議員から質問がありましたけれども、これ単独ですよ。収支計画、予算書があつて、決算書があつてと。先ほどの欠損ですよ。議員から質問を受ける話しじゃないですよ、普通だったら。そういうものが公開されているんですか。それで、町長の優先順位も当然ありますよね。町民の要求もあります。我々議員だって当然一人一人お持ちだと思います。そういうことを加味しながら、優先順位を決定されていくんじゃないですか。逆に言うとそういうふうにしなさいと書かれてあるんです、ここの中に。こういうものを作って、これだってお金かかっているんですよ、

きつとね。これは、令和4年12月に改訂に改訂されたばかりです。様々なものがコロナの時期だったと思いますので動いてないって中で、やっぱり使われてないものを維持管理するっていうのは、今まで以上に私は注意が必要だと思うんですよ。これまでやってきてない計画まで作ってやってきていないものをこれからやりますってどうやって私たち信用すればいいんですか。できるんですか。もう一度お聞きします。1位から10位まで答えていただけませんか、町政の重要課題。それで、ちなみに今年の町勢特集号、新年にあたってのご挨拶の中に、このウォーターパークについては町長の発言はありませんでしたよね。今年やりたいこと、抱負に入っていましたか。私、来る前に読んできましたけども、入ってなかったと思いますけど。重要だとおっしゃっているわけでしょ。だったらそれなりの維持管理、きちんと安心安全って今日冒頭で執行部からも議員からも出ていますけども。そのための施設の維持管理が日常的に目視をもって行くと。それで先ほど繰り返しますけど、これですよこれ。これ爆発したらどうなるんですか。全町公園課に聞くまでもないけれども、これ置かれたらここの施設管理者の責任ですよ。捨てた責任はあるかもわかりませんがね。それでいいですよ。3つありますよ、目視しただけで。これでどうして安心安全なんですか、石田町長。少なくとも昨日中にこれは撤去するべきじゃありませんでしたか。町長何もご覧になってないってことですよ。これからやりますってことじゃないじゃありませんか。これだってこの前、歩道じゃないですか。事故が起きてから責任って話しじゃないです。こういう管理状況なのに、これから安心安全な夏運営できるってどこに保障があるのかっていうのを私聞いているんです。そのためにも、もう一度お伺いいたします。1位から10位まで町長、優先順位きちんと報告いただけませんか。

**○議長（滝口一浩君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** ご指摘、ご意見の中で、私が今考えていることを申し上げますと、まず第一に皆様にもご意見、ご指導様々にいただいておりますけども、御宿小学校の更新の問題は第一に考えていきたい。そして、御宿駅のバリアフリー化の推進これも考えていきたい。さらには御宿駅の駅裏の環境整備、これについてはすぐに予算化、大きな予算化うんぬんはまだ当面考えておりませんが、中長期計画と捉えておりまして、皆様のご意見をいただきながら計画作りを進めてまいりたい。そして、同時に皆様方からご指摘いただいております現在、各公共施設の遊休施設についての改善ですね、利活用あるいは処分。このことについて財政状況を勘案しながら計画的に進めていかなければいけないなど考えております。あと色々ですね、多く政策内容がございますけど、それは総称して全体の町の財政状況を勘案するなかで、これは少し無理だろう、今回はこっちを優先していこうとか、そういう当然、1年の計画を立てる

中で、事前に内部協議をして予算等を提案していただいているわけであります。以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

プール入ってないじゃありませんか。私、ちゃんと2回聞きましたよね、優先順位について。何でプール入ってないんですか。ちゃんと私は町長に答弁の時間を差し上げました。機会を差し上げていると思います。これからじゃないじゃありませんか。緊急だから臨時会を要請されたんじゃありませんか。しかも、総計予算主義わざわざ言うまでもありません。必要な経費を全部、今日提案いただいたわけでしょ。その中に入っていないということはどういうことなんですか。予算っていうのはそもそも想定していて、これから数か月後、これだけ傷むのではないかと。目視して実際に見たけれども、何とか今年は使えそうだと。だからこの予算は使わずに済んだということではありませんか。やってなさそうなんですけども、先ほど言った進捗管理計画ですね。ここには優先順位を定めると書いてあるんですよ。

では、町長分かりました。事務方、優先順位、当然変わりますよね。これについてはどうなっているんですか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡豊君） 今、石井議員さんご指摘の通り、公共施設総合管理計画につきまして推進会議の方を定期的で開催し、しっかりとPDCAに基づいて計画の進捗管理を行うということで計画に掲げさせていただいております。実態として申し上げますと、推進会議として正確に位置づけ、設置をし、開催ができていないのが現状でございます。しかしながら、個別ごとのケースで各施設、単独で協議をしておりますので、今ご指摘をいただいたような、なかなか優先事項の判断というところでは、今まで出せてなかったんだなというところで改めて反省が残るところであります。事務方の優先順位で申し上げますと、やはり行政の事務として必要不可欠であるごみ処理場ですとか、学校施設ですとか、そうしたところを優先に財政面との平準化を図りながら実施することとし、その後、町づくりに必要な施設についてどこが優先なのか、しっかりと行政の意思統一を図るとともに町民のご意向とか議会のご助言とかをいただきながら、今後しっかりと進捗管理に努める必要性があると考えております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

個々の予算協議のなかで、やったっていう内容ですかね。聞いてみるとですね。町長そうし

たら今日出したこの予算ですね、プールの運営。何にも担保がないですよ。説明していただけないかね。予算上も欠格予算、不能予算ですよ。これ取り下げませんか町長。これやって運営できないじゃありませんか。安全が担保できないじゃありませんか。できるんですか。できるとさっき、おっしゃりませんでしたよね、私の質問に対してね。そういう予算の執行でよろしいんですかということなんです。それとも御宿町のプールというのは、ヘルメットを被って使うということですか。これ、まだ日が高いので出し直ししませんか。私は否定していませんよ開設を。これ否決しちゃったらどうするんですか。プール運営できませんよ町長。これタイムリミットじゃありませんか。タイムリミットでなければ、6月定例会になぜ待てなかったのですかってことなんです。臨時議会ってそういうことですよ。ですから、先ほど確認させていただきました。審議できないですよ、これ。安全が担保されていませんから、この予算。されているって言ってないですもんね。私の指摘全部、指摘通りだっていう答弁じゃありませんか。それを私たちに審議されるんですか、議決されるんですか。

議長、ちょっと休憩を求めます。

○議長（滝口一浩君） 暫時、休憩します。

（午後2時44分）

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時45分）

---

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重なお時間をいただき、お詫びを申し上げます。先ほど石井議員より公共施設の全体管理、優先度、安全対策、さらには行政事務としての予算の考え方など多くのご指摘をいただきました。今回ご提案させていただいている町営ウォーターパークは地域の子供たちを中心に多くの方々にご利用いただいております。行政といたしましても何とか運営を継続してまいりたいと強く願っております。ご指摘いただきました入口の看板や柵の腐食、消火器の放置等については、3月末の協議会においてもご指摘いただいていたところであり、今回の補正予算において、十分な見積りがされていなかった点は深くお詫びを申し上げます。

職員により対応が可能な点については、速やかな対応するとともに安全なプールの開園に向け、さらなる対応が必要な点については、十分に点検調査を行いながら、必要な予算措置等を行ってまいりたいと考えております。ご指摘いただきました内容について真摯に受け止めると

ともに、何卒ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

今後運営についてですね、私の指摘通りだということでもありますので今般、提案いただいた予算以外も修繕が必要だということだと思っうんですね。それらは、いわゆる町内の大工さん等のできる程度の木工が主なものかなと、私が見た限りですよ。その他、具体的に改修を行うなかで、出てくる場合もあると思っうんですね。6月議会ももう間近なのですが、やはりきちんとそうしたものを議会と調整、協議をしていくと。それで、6月議会に必要なだったら補正をする。開園に必要なものが発生すれば、予算が必要になってくるんですよ。それで、議会に出すということの前のなかで、どういう状況があったのかと、明日以降ですよ。具体的に確認をして、私が指摘したところをですね。職員ができるものとできないものがあると今、町長答弁されていましたがけれども、きちんと分けて、どこの部分がどうできるのかと。この部分はやはり職人の手によって修繕が必要だということのきちんと計画ですか、見積り等とっていただいて、その都度都度、議会と調整をして、必要なら予算提案をしていくと。私の前段に土井議員がですね、今後についてどうされるのかと、なかなか具体的なお話をいただけませんでしたけれども、先ほど冒頭、私が色々指摘してたことについて町長、お認めになられたわけですから、それも踏まえて、いわゆる公共施設等総合管理計画、その進捗管理が当然必要なわけですね。この会議も早急に開いていただいて、この他にも沢山ありますよね。今日もご指摘されております。そういうことについてきちんとテーブルにのせて、令和6年度を始めるにあたって、ちゃんと整理していただくと。いわゆる基本方針に書いてあることを実際やってもらうと。会議もちゃんと開いてもらうと、優先順位もちゃんとつけてもらうと。それも皆さんの案ですよ。それをどうやって決定するかということも当然あるわけですよ。町民の声、議会の声も当然参酌されながら、決定、要するに予算提案なるんだと思っうんですね。事業執行になると思っうんですよ。そうしたことをきちんとこの場でですね、お約束いただきたいと思っいます。具体的にどうされるのか。今私が言った1つ1つのことについてね。それがこの予算ですね、補正予算。審議の最低条件だと思っいますので、それについて報告を求めたいと思っいます。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。ご指摘いただきました点については、極力努力をさせていただきます。よろしくどうぞお願い致します。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（石井議員「具体的にって言っている、もう1回いいですか。答弁されていないので」と呼ぶ）

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 具体的に。努力ではありません。全部必要だと書かれているわけです。では、推進会議はどういうメンバーなんですか。私が指摘した通りだということが予算に計上されなかったわけですよ。必要予算なんだということですよ、お認めになられたわけですよ。やりますって言われて、はいつて言えないじゃないですか町長。だから具体的にこういうメンバーでこういうふうにしますと。それは、6月議会まで当然やられるわけですよ。あとどのくらいありますか、時間が。そのために今日、全員協議会で各課方針ということで議員集まっていたいて、説明いただいたわけですよ。ここに書いてありますよ、この議案の冒頭。ここにやりますと書いてあるんです、町長。ですから具体的な内容で、こういうメンバーでこういうふうにしたいと。町長じゃなくてもいいですよ、これ。事務的な話しですから。きちんと説明していただいけませんか。そうしないとこれ、進みませんよ。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡豊君） 公共施設の総合管理計画につきましては、総務課の方で所管しておりますので私の方からお答えをさせていただきます。先程来ご指摘をいただいております、本来ですと、もう既にきっちりと運用されているべきところがございますが、こうしたご指摘を踏まえまして、改めてしっかりと書かれている内容の遵守をしていきたいと考えております。具体的には課長会議等を通じまして、メンバーといたしましては各課課長が構成になりますので課長会議と並行しまして、そうした日程の中で1回やったからといってすぐに結論がつく問題ではないと思いますので、定期的かつ継続的にこうした内容について、取り組んでまいりたいと考えております。そして、公共施設総合管理計画の進捗状況等につきましては、定期的開催をいただいております議員協議会等において、しっかりとその方向性については報告をさせていただければと考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

今日ですね、プール運営それから維持管理についてですね、前半戦では主にその経営というか収支を絡めて、それから後半の方では日々の点検を含めた維持管理ということについて良い

議論というか、指摘というものができたのではないかなというふうに思っています。

私としてはですね、以前協議会でもお話をさせていただいたんですが、特に前段の石井議員がおっしゃられたですね、担当者の皆さんによる日々の目視の点検に関して、その維持管理で長寿化というようなお話しも言葉もありますが、どちらかという今までですと、かなり危険が出るようなところまで傷んでから、業者による修繕というような意味での大規模修繕による長寿化みたいなことが話題にあがるが多かったかなと思うんですが、今回私も認識を新たにしたのは、プールをいろいろ見させていただいて、ここまでなる前に日々のまさに石井議員がおっしゃったような担当者の方が見回って、ちょっと傷んできたなあ、ちょっと剥げてきたとか、ちょっと油が切れてきたなという時に、ペロっとサビをちょっと落としてペロっとペンキを塗っておくとか、油をさしておくとか、手すりのビスなり釘なりがちょっと緩んできたなって時にちょっと手を入れておくというようにところで予算もほとんどかけずに、しかも時間も大きく傷んでから大きく直すより、ちょっとした兆しが見える時にちょっと直すというようなことが、もしやっていけるのであれば、かなり状況が改善されるんじゃないかなというふうに思ったんですね。それが、日々色んな業務の中で時間のない中で、難しい。とてもそこまでやれないということなのか、それともやれそうなことなのか、その辺に対して現状は、実状はどんな感じなのかなってちょっとお伺いしたくて。いかがでしょうか。

**○議長（滝口一浩君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（石井学君）** プールが閉園してから、開園中は職員が常駐しておりますので、変化については見れるところがあるかと思います。ただ閉園後は中々、例えば月1回点検するだとかそういったところまでは及んでなかった部分もあるかと思いますので、議員ご指摘のとおり日常と言いますか、日々の目視による点検と早い段階で職員が対応可能なものについては順次進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○議長（滝口一浩君）** 6番、北村昭彦君。

**○6番（北村昭彦君）** 6番、北村です。

ありがとうございます。これはプールに関わらず、施設管理における推進会議というものがこれから定期的にかかれるということですので、公共施設全てにおいてあるいは、この庁舎内の色んな備品等にも共通して言えるのかなと思うんですが、概して全体的に見て我々、民間からするとちょっとそこもう少しあればもっと長く使えるのにとかっていうところはあるかなと正直思います。そういう意味で今回のことをきっかけに、いわゆる今までの役場の維持管理の当たり前という基準が少し変わってくる、変えていこうと言う動きに繋がっていったらなとい

うふうに改めて感じたんですが、その点については町長、最後お考えを伺いたいと思います。  
よろしく願いいたします。

**○議長（滝口一浩君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 今日の審議を通しまして、様々な面でご指摘いただきました。中々いき届かなかった面を多くあったと思っておりますが、このこともしっかりと対応していきたいと思えます。

**○議長（滝口一浩君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（滝口一浩君）** 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（滝口一浩君）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

**○議長（滝口一浩君）** 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎閉会の宣言

**○議長（滝口一浩君）** 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 令和6年御宿町議会第3回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の臨時会におきましては、2議案につきまして、長時間にわたりご審議をいただきましたが様々なご指摘ご意見等いただきました。そして、議員の皆様方のご理解によりまして、ご決定いただきましたことを心から感謝を申し上げる次第でございます。閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

気候も過ごしやすい時期となってまいりましたが、議員の皆様方におかれましては健康に十分ご留意されますよう申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

**○議長（滝口一浩君）** 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で、令和6年御宿町議会第3回臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午後4時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

年 月 日

議 長 滝 口 一 浩

署名議員 土 井 茂 夫

署名議員 北 村 昭 彦